

## 犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画(平成24年度～平成28年度)

### 【目標】

県民一人ひとりが犯罪が起きにくい環境づくりに取り組み、すべての県民が犯罪に巻き込まれることなく安心して暮らせるまちを実現します。

### 【3つの基本方針】

県民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」、「地域の安全は地域が守る」という防犯意識を共有し、被災地を始めとする地域のきずなを起点にお互いが支え合う地域社会を実現します。

子ども、女性、高齢者、障害者、外国人など特に防犯上の配慮を要する人を、その置かれている社会的背景に留意しながら犯罪被害から守っていきます。

基本的人権に配慮しつつ、犯罪が起きにくく、県民が安心して暮らせる生活環境の整備を行います。

### 【8つの方向性と20の推進項目】

#### 1 犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成

- (1) 県民等への情報の提供等による防犯意識の醸成
- (2) 安全・安心まちづくりのための環境の整備
- (3) 各ボランティア団体等のネットワーク化の促進
- (4) 行政、県民、事業者が連携した県民運動の推進

#### 2 犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進と情報化社会への対応

- (5) 地域で見守る子どもの安全対策の促進
- (6) 子どもに関する安全教育の推進
- (7) 子どもを守るためのインターネットや携帯電話等の利用教育の推進
- (8) 子どもを犯罪の被害から守るための対策の推進

#### 3 女性の安全対策の推進

- (9) 女性を犯罪の被害から守るための対策の推進

#### 4 高齢者、障害者、外国人等の安全対策としての見守り活動の推進

- (10) 地域で見守る高齢者、障害者、外国人等の安全対策

#### 5 学校、通学路等の安全対策の推進

- (11) 安全な学校・通学路づくり

#### 6 犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場、住宅、深夜商業施設等の普及

- (12) 犯罪の防止に配慮した安全な道路、公園、駐車場等の普及
- (13) 犯罪の防止に配慮した安全な住宅の普及
- (14) 犯罪の防止に配慮した安全な深夜商業施設等の普及

#### 7 犯罪の被害にあわないためのまちづくりとホスピタリティのある地域づくり

- (15) 繁華街等の環境整備
- (16) 観光地における情報提供の充実

#### 8 被災地における安全・安心まちづくり体制の早期復旧

- (17) 被災地における防犯ボランティア活動の再生支援
- (18) 被災地の安全対策の推進
- (19) 被災地における子どもの安全・安心の確保
- (20) 被災地の環境整備の促進